資料６

都市計画マスタープランの改定に係る参画のプロセスの考え方

基本的な方針

- 区民の代表である区議会議員及び公募の区民委員が過半を占めている都市計画審議会を、区民参画が図られている付属機関として重く受け止め、改定検討の軸としていく。
- 幅広く専門的な改定の検討を図るため、都市計画審議会に学識経験者によって構成される都市計画マスタープラン改定検討部会を設置する。
- 検討部会は、検討成果を都市計画審議会に報告し、都市計画審議会の検討を支援する。
- 都市計画マスタープランの改定にあたっては、以下に掲げるように区民（法人を含む）、昼間区民、地権者等、多様な利害関係者の意見を聞くとともに、参画の機会を設けていく。

（１）世論調査

区民世論調査において、都市計画マスタープランの改定に関するアンケートを実施

（２）アンケート

区民世論調査を補完するため、必要に応じて都市づくり政策に係る区民（法人を含む）、昼間区民、地権者等、多様な利害関係者に対してアンケートを行う。

（３）ヒアリング等

町会、商店会、業界団体、その他の団体で千代田区の土地利用、空間利用、並びに都市づくり政策にかかわる団体、事業者、その他の利害関係者の意見をまちづくりに反映するため、関係団体等に対し、検討の節目となる機会をとらえ、説明やヒアリングを行う

（４）広報活動

（仮称）千代田都市づくり白書の策定後、都市計画マスタープランの改定検討の動向や千代田区の土地利用、空間利用、まちづくり政策の現状と課題等を伝えるため、多様な媒体を活用した広報活動を行い、改定検討について周知を図る。

（５）パブリックコメント

以下の節目にパブリックコメントの実施を予定

①全体構想・分野別構想（案）作成段階

②地域別構想（案）作成段階

③（仮称）改定都市計画マスタープラン（案）作成段階

（６）都市計画法に基づく公聴会

上記のパブリックコメントに合わせて、都市計画運用指針に基づく公聴会を実施する。